

4. 発災前にすべきこと

4.1. 発災前にすべきこと

✓ 発災前にすべきことについて、全体の流れを示す。

草津漁港BCP協議会は、草津漁港BCPに基づき、災害発生時における水産物流通機能の低下度を改善するための事前対策を実施するほか、適宜、草津漁港BCPの運用・見直し等に取り組む。

草津漁港BCPの策定

適宜見直し・追加



4.2 事前対策の実施

「4.2 事前対策の実施」では、草津漁港BCP協議会メンバーが、草津漁港BCPに基づき実施すべき事前対策を記載。

4.3 草津漁港BCPの普及

「4.3 草津漁港BCPの普及」では、草津漁港BCP協議会が取り組むべき草津漁港BCPの普及啓発活動について記載。

4.4 BCP訓練の実施

「4.4 BCP訓練の実施」では、草津漁港BCP協議会が取り組むべき、BCP訓練と訓練を通じた草津漁港BCPの問題点・課題の抽出について記載。

4.5 草津漁港BCPの見直し・改善

「4.5 草津漁港BCPの見直し・改善」では、BCP訓練等を通して明らかとなった問題点・課題を解消するために行う草津漁港BCPの見直し・改善について記載。



災害に備える

4.2. 事前対策の実施

✓ 想定される被害と影響を受ける団体、想定される復旧に要する期間を示す。

想定される被害に対して影響を受ける団体と想定する復旧期間を表 4-1 に示す。

表 4-1 想定される被害毎の復旧想定期間の整理

対象	想定される被害	影響を受ける団体			復旧想定期間（月）					
		広島市漁協 草津 かき組合	草津 漁業組合	井口漁業 協同組合	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-12
共通	人員の負傷	●	●	●	→					
	断水	●	●	●	→					
	水の不足	●	●	●	→					
	停電	●	●	●	→					
	情報通信の断絶	●	●	●	→					
	食料・飲料水の不足	●	●	●	→					
	漁船の転覆・損傷	●	●	●	→	→	→	→	→	→
	船舶燃料の不足	●	●	●	→					
	漁具、養殖資材の流失	●	●	●	→	→	→			
	照明灯の損傷 (臨港道路・ヤード・岸壁等)	●	●	●	→					
	事務所の倒壊・損傷	●	●	●	→	→				
漁場	漁場の瓦礫の散乱	●	●	●	→	→				
	養殖施設の損傷・流出	●	●	●	→	→	→	→	→	→
漁港	航路・泊地の瓦礫の散乱	●	●	●	→	→				
	標識灯の損傷	●	●	●	→					
	外郭施設の倒壊・損傷	●	●	●	→	→	→			
	係留施設(エプロン)の倒壊・損傷	●	●	●	→	→	→			
	用地の液状化	●	●	●	→	→	→			
	倉庫の倒壊・損傷	●	●	●	→	→				
加工	加工施設の倒壊・損傷	●	●	●	→	→	→			
	陸揚機械の損傷 (クレーン・ベルコン等)	●	●	●	→	→	→			
	取水施設の倒壊・損傷	●	●	●	→	→				
	蓄養施設の倒壊・損傷		●	●	→	→				
	荷役機械の損傷 (フォークリフト等)	●	●	●	→	→				
流通	臨港道路の損傷	●	●	●	→					
	車両の不足	●	●	●	→	→	→			
	出荷先の不足	●	●	●	→					

●：被害が想定される団体

✓ 大規模災害が発生する前に実施すべき事前対策の内容について示す。

水産物の生産・流通は、漁場からスタートし、漁港、市場、冷凍・冷蔵庫、加工場および輸送など多くの段階を経ており、これらが一体となって水産物供給を支えている。このような中、大規模災害発生時に、水産物の生産・流通を早期に再開するためには、水産物供給に係る全ての関係者の参加のもと、減災や早期復旧のための事前対策を確実に実施していくことが重要である。

表 4-2 事前対策のイメージ

想定される被害(例)	事前対策(被害の低減)	草津漁港の状況
瓦礫堆積	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業者の協議 ● 瓦礫仮置きスペースの候補地の選定 ● 漂流物防止柵の設置 ● 高所保管 ● 固定保管 ● 不要な漁具等の撤去 	 <p>水際に積み上げられたパレット</p>
漁具・機材等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 手配先の協議 ● 高所保管 ● 固定保管 ● 予備の高所保管 	 <p>野積場の養殖用漁具(一部、散乱防止柵内)</p>
製氷施設倒壊 (氷の不足)	<ul style="list-style-type: none"> ● 手配先の協議 ● 耐震、耐浪化 	 <p>既存の製氷施設(市場内)</p>

草津漁港において、事前対策として実施すべき内容を、次頁以降に示す。これらの対策は各対策の担当団体が主体となり、各目標年度までに対策を実施することを目標として設定するものである。

なお、ここで設定する目標は毎年の協議会などで進捗状況を確認することで各対策の実施を促すものであり、団体の事業計画等として実施が確定していない対策についても記載している。

表 4-3 事前対策の内容 (1/2)

事前対策の内容	広島県				広島市			広島市漁協		井口漁業協同組合
	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	水産課 西部農林水産事務所	土木建築局 港湾振興課	土木建築局 港湾漁港整備課	経済観光局 中央卸売市場中央市場	農林水産部水産課 経済観光局	草津かき組合	草津漁業組合	
共通										
災害情報の収集体制の構築 (関係者情報・連絡網の構築)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
建設業者との防災協定締結	●			●	●		●			
ハザードマップ・避難経路図提示	●						●	●	●	●
人員負傷								●	●	●
氷不足								●	●	●
漁船転覆・損傷								●	●	●
船舶燃料不足								●	●	●
漁具・養殖資材破損・流失								●	●	●
照明灯損傷 (臨港道路・ヤード・岸壁等)	●			●	●					
事務所倒壊・損傷								●	●	●
食料・飲料水不足								●	●	●
漁場										
漁場の瓦礫の散乱		●	●					●	●	●
養殖施設の損傷・流出								●		●
								●		●
漁港 (次ページに続く)										
航路・泊地の瓦礫の散乱	●				●	●				
標識灯損傷	●				●	●		●	●	該当施設なし
外郭施設倒壊・損傷	●				●	●				
係留施設(エプロン)倒壊・損傷	●				●	●				
加工場棧橋の倒壊・損傷	●				●	●				
漁港施設の耐震化・液状化対策の検討と実施	●				●	●				

● : 対策実施の担当

表 4-4 事前対策の内容 (2/2)

事前対策の内容	広島県				広島市			広島市漁協		井口漁業協同組合
	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	港湾振興課 土木建築局	土木建築局 港湾漁港整備課	経済観光局 中央卸売市場中央市場	農林水産部水産課 経済観光局	草津かき組合	草津漁業組合	
漁港 (前頁の続き)										
用地内への瓦礫の散乱	●			●	●			●	●	●
漁具倉庫の倒壊・損傷								倉庫固定 実施済	倉庫固定 実施済	●
加工										
加工施設(上屋)倒壊・損傷								●		
陸揚機械(クレーン・ベ ルコン等)倒壊・損傷								●		
取水施設倒壊・損傷								●		
蓄養施設倒壊・損傷									●	
荷役機械(フォークリフト 等)損傷・流失								●		
流通										
臨港道路損傷	●			●	●					
運搬車両(自家用) の故障等								●	●	●
運搬車両(運送事業者) 調達困難								●	自家用車 利用	●
出荷先不足							●	●	●	●

● : 対策実施の担当

4.3. 草津漁港BCPの普及

✓ 草津漁港BCPの関係者への普及活動を示す。

水産物の生産・流通それぞれの業務継続を図ることができるように、関係者が草津漁港BCPに対する意識を高め、計画の実効性を高めるための普及啓発に継続的に取り組むことが重要である。

① 草津漁港BCP普及の実施体制

草津漁港BCPの普及に向けては、草津漁港BCP協議会メンバーが一体となり取り組む。

② 実施方法

草津漁港BCPの被害想定、災害の事前及び事後の取り組みに加え、業務継続計画の概念や必要性といった基礎的な知識を、草津漁港内における水産物の生産・流通関係者に提供し、周知するため、説明会を開催し、そこでの質疑などを通して草津漁港BCPの内容を確認・把握する機会を提供する。

なお、その際、課題・問題点が明らかになった場合には、草津漁港BCPの見直し等について、草津漁港BCP協議会で議論する。

③ 実施時期

草津漁港BCP普及活動については、年1回程度、BCP訓練の事前準備と併せて実施する。

④ 対象者

草津漁港BCP普及活動については、草津漁港に関わる水産物の生産・流通関係者を対象として実施する。

⑤ その他

上記④の対象者に加え、災害時における応急復旧業務に係る協定締結の対象となる建設会社、水産物集出荷業務の担い手である運送業者などを始め、草津漁港BCPの実施体制に関わる関係者へ報告・周知することも想定する。

4.4. BCP訓練の実施

✓ 草津漁港 BCP を用いた訓練の内容を示す。

草津漁港 BCP の実効性を高めるために、定期的に訓練を実施し、その課題や問題点を抽出する。なお、必要に応じて草津漁港外とともに訓練を実施することが望ましい。

① BCP訓練の実施体制

草津漁港における BCP 訓練は、草津漁港 BCP 協議会の会長が中心となり実施する。

② 実施方法

BCP 訓練は、以下に示す机上訓練と実働訓練を適宜組み合わせ、実効性の高い訓練を実施する。なお、BCP 策定の初期段階においては、比較的容易に実施できる机上訓練が望ましい。

②-1 机上訓練

草津漁港 BCP の手順に従って、議論形式で対策毎の体制・役割を確認し、実際に各活動ができるか否かを検討する。

■机上訓練の概要

訓練項目	訓練目的
電話連絡網・緊急時の通報情報の集約	・緊急事態発生後、速やかに各関係者と連絡が取れるかどうかを確認する。 ・各協議会メンバーが収集した情報を BCP 協議会として大判図面等に集約する訓練を実施する。 ・BCP 協議会は、集約した情報から優先復旧させる漁業種類の検討等を行う。
代替機関への連絡	・各対策の実施において、代替機関を準備している場合は、代替機関が実際に稼働可能か否かについて実践する。 ・代替機関に連絡が取れなかった場合の行動について確認する。 ※代替機関には、事前に BCP 訓練に実施を周知すると共に、実際に起こった場合に対応可能か否かについて確認する。
バックアップしているデータの取り出し	・緊急時の BCP 発動を想定して、バックアップしている電子データや書類を利用できるように、バックアップ場所から取り出す訓練を実施する。 例) 草津漁港 BCP、災害規模などを議論する地図、漁港施設の断面図、流通先の連絡先など

②-2 実働訓練

模擬的に緊急時を想定した状況下において、時間経過と共に草津漁港 BCP に基づいて実際に対応出来るかを確認する。訓練の実施環境（場所、使用する機材や資料等）は、災害時に使用可能か検討し、限りなく現実に近い環境で行うことが望ましい。

■実働訓練の概要

訓練項目	訓練目的
点検方法の確認	・発災後に行うこととなる岸壁点検、電気・水などのインフラ被害状況の把握、2 次災害の発生確認、被災した漁船の確認など、各点検作業が、実際に可能か否かについて検証する。
災害状況を想定した行動・利用機器などの使用	・大規模災害時では、電話による連絡手段、道路被害による通航手段の遮断の発生等、想定外のことが発生する可能性が高い。その場合、予め災害規模（訓練条件）を決め、その条件下において、各対策時における行動が可能か否かについて検証すると共に、使用する機材が利用可能か否かについても検証する。

③ 実施時期

BCP訓練の実施時期は、類似訓練の実施予定などを踏まえ、関係者と調整の上、適宜、設定する。

④ 実施内容

自然災害に関しては不確定な要素が多く含まれるため、関係者のBCPに関する熟度に応じて、段階的にレベルを設定しながら訓練を実施する。また、草津漁港BCPは生産から流通まで内容が多岐に渡るため、訓練実施毎に目標を明確に定め、その達成度を検証する。

訓練実施後には、訓練の反省と、BCPの課題を抽出するため、振り返りを実施する。振り返りの方法は、会議形式・アンケート形式等があり、目的に応じて選択、または両方を実施する。

■BCP訓練の実施項目の例と目標の例

段階	実施項目	目標
発災	避難・安全確保	発災時の安全確保及び避難行動を把握する。
情報収集	情報収集	情報収集におけるBCP協議会メンバーの役割を把握する。
	情報伝達	
BCP協議会の開催準備	BCP協議会開催の周知	BCP協議会会長が協議会開催のために実施することを把握する。 (被災レベルにより設定)
	BCP協議会の開催場所・使用機材確保	
	被災状況の確認	
BCP協議会の開催	各団体の被災状況の共有	収集した情報をBCP協議会で共有する。
	漁港施設等の被災状況の整理	被災状況、漁期、実施可能な対策などを踏まえ、復旧の方針を決定する(漁業種類及び目標復旧期間)
	優先して復旧させる漁業種類の検討	
	実施する事後対策の確認	復旧方針を踏まえ、実施する対策とその内容を決定する。
事後対策の実施	各種事後対策の実施	各事後対策におけるBCP協議会メンバーが各自の役割を把握する。

■BCP訓練の条件設定(被災レベルを考慮)

条件	設定時の留意点
災害発生時期	・ 災害発生時期は、BCP対象漁業種類の盛漁期・休漁期、目標復旧期間、養殖魚の出荷状況等を考慮して設定する。 ・ 災害の発生時期・時間によっては、漁具や機材が保管されている場合や、漁船が漁港に全くいない等、漁港の利用状況が異なるため、災害発生時期が被災状況に影響することに留意する。
災害規模	・ 漁港地区での発生が想定される地震・津波・高潮等の災害と、その規模を設定する。想定される災害はBCPにて記載した災害で問題ないが、地域防災計画等から適宜、設定しても良い。 ・ 災害の規模については、震度、震源、マグニチュード、津波高、浸水深等であり、被災状況に影響することに留意する。
被災状況	・ 被災状況は、災害規模、目標復旧期間に応じて設定する。被災状況の詳細については、訓練の段階に応じて設定することが望ましい。 ・ 訓練参加者への被災状況の付与は、口頭、文章、絵、写真等を用いる。

■振り返りの方法

条件	設定時の留意点
会議形式	・ 訓練参加者が、訓練を実施する中での気づきや反省を会議形式で発表する。 ・ 会議形式の振り返りでは、訓練参加者の意見・反省を全員で共有することができ、疑問・問題に関して議論することができる。また、会議の進行役が訓練参加者へ質問することで、本人と異なる視点での振り返りが行われ、新たな気づきを得られることがある。
アンケート形式	・ 訓練参加者が、配布されたアンケート用紙の設問に対して、訓練を振り返り、記入する。 ・ アンケート形式の振り返りは、会議形式の振り返りよりも短時間で行うことができる上に、手軽で、多くの意見を集めることができる。また、アンケートを後日提出とすることで、時間をかけた振り返りも可能である。なお、アンケートの記入を匿名とすることで、率直な意見が出やすくなる。

4.5. 見直し・改善

✓ 草津漁港BCPの見直し・改善の実施方法を示す。

草津漁港BCPの訓練を通して、草津漁港BCPの課題を抽出すると共に、計画を見直してPDCAサイクル[※]を繰り返し、実効性の高い草津漁港BCPを構築する。

※Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)のサイクルを構成する4段階の頭文字をつなげたもので、業務の継続的な改善を進める手法の一つである。

① 見直し・改善の実施体制

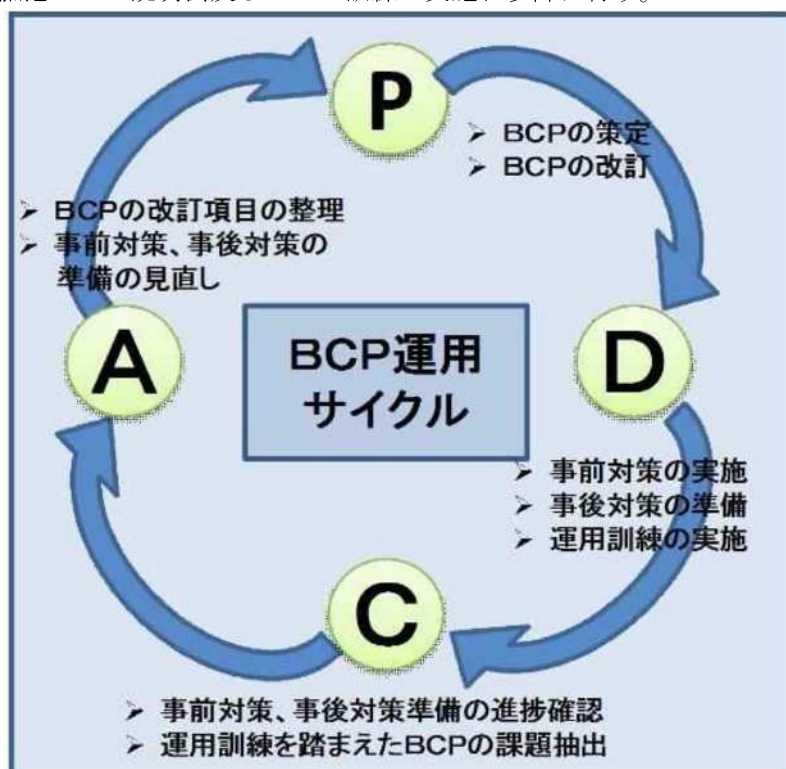
草津漁港BCPの見直し・改善は、草津漁港BCP協議会の会長が中心となり、協議会全体で取り組む。

② 実施方法

草津漁港BCPの普及を目的として実施した草津漁港BCP説明会や実際の訓練を通して抽出した課題・問題点について、草津漁港BCP協議会で議論し、役割分担、対策内容、連絡体制などについて見直しを行い、より実効性の高い草津漁港BCPを構築する。

③ 実施時期

毎年度、草津漁港BCP説明会及びBCP訓練の実施日以降に行う。



5. 発災後にすべきこと

5.1. 発災後にすべきこと

✓ 発災後に実施すべきことについて、全体の流れを示す。

災害発生後は、草津漁港BCPに基づき、各種対策を実施し、水産物流通の早期再開を図る。

広島県地域防災計画 基本計画編（令和7年5月修正版）では、広島県災害対策本部の配備基準としては「震度6弱発生」と示されており、これが草津漁港BCP発動の目安となる。

災害発生（震度6弱）



5.2 情報収集

「5.2 情報収集」では、発災後における草津漁港BCP協議会メンバーの状況や漁港施設の被災状況を把握する等の情報収集活動について記載。

5.3 BCP協議会の開催準備

「5.3 BCP協議会の開催準備」では、発災後、草津漁港BCP協議会開催までに行うべき、開催場所の確保、機材の準備、被災状況の確認、復旧期間の検討等について記載。

5.4 BCP協議会の開催

「5.4 BCP協議会の開催」では、発災後に草津漁港BCP協議会メンバーが一堂に会し、情報共有や復旧方針を協議するBCP協議会の開催について記載。

5.5 事後対策の実施

「5.5 事後対策の実施」では、草津漁港BCPに基づく事後対策の実施について記載。

※必要に応じて、適宜BCP協議会を実施

復旧の進捗確認、発災後に生じた問題への対処方策の検討等を実施する。



水産物流通の再開

表 5-1 発災後に実施する内容と担当一覧

段階	実施内容	BCP協議会会長	広島県					広島市			広島市漁協	
			広島港湾振興事務所	水産課 農林水産局	水産課 西部農林水産事務所	港湾振興課 土木建築局	港湾漁港整備課 土木建築局	中央卸売市場中央市場 経済観光局	農林水産部水産課 経済観光局	草津かき組合	草津漁業組合	井口漁業協同組合
情報収集	安否確認・被災情報収集 (各団体内)	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	被災情報の集約・伝達(漁港)	●	◎			◎	◎			◎	◎	◎
	被災情報の集約・伝達(水産)	●		◎	◎				◎	◎	◎	◎
BCP協議会の開催準備	BCP協議会開催場所の確保	◎				●	●		●			
	必要機材の確保 (筆記用具、図面、パソコン等)	◎				●	●		●			
	被災状況の整理	◎	●	●	●	●	●	●	●			
	BCP協議会開催の周知	◎										
BCP協議会の開催	各団体の被災状況の共有	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	漁港施設等の被災状況の共有	●	◎			◎	◎			●	●	●
	復旧させる機能の順位設定	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	実施する事後対策方針の共有	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事後対策の実施		詳細は P. 51 参照										

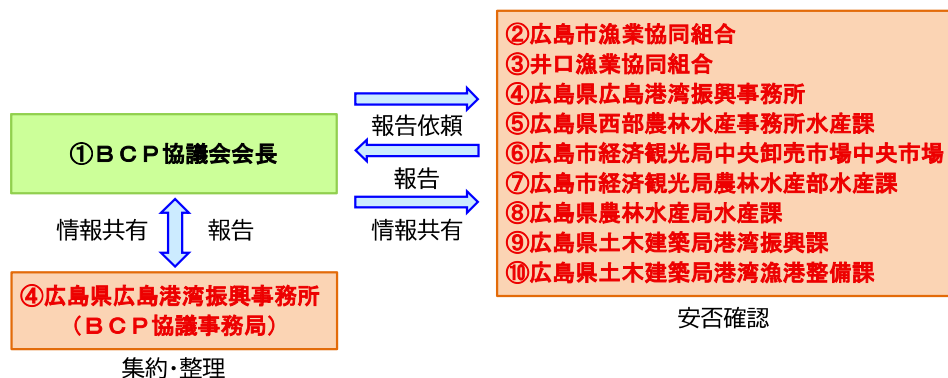
◎：対策実施の主担当 ●：対策実施の副担当

5.2. 情報収集

✓ 避難・安全が確認された後の、情報収集の実施体制を示す。

(1) 安否確認・被災情報収集（各団体内で実施）

■体制



オレンジ：対策実施の主担当

緑：対策実施の副担当

■手順

1) 関係者の安否確認

① BCP協議会メンバーは、各々の団体の人員の安否確認を行う。

2) 情報収集・伝達

① BCP協議会会長（事務局）は、BCP協議会メンバーに安否確認結果に関する報告を依頼する。

② BCP協議会メンバーは、安否確認の結果をBCP協議会会長（事務局）に報告する。

③ BCP協議会は、報告された情報をとりまとめ、関係機関と情報を共有する。

■連絡先一覧

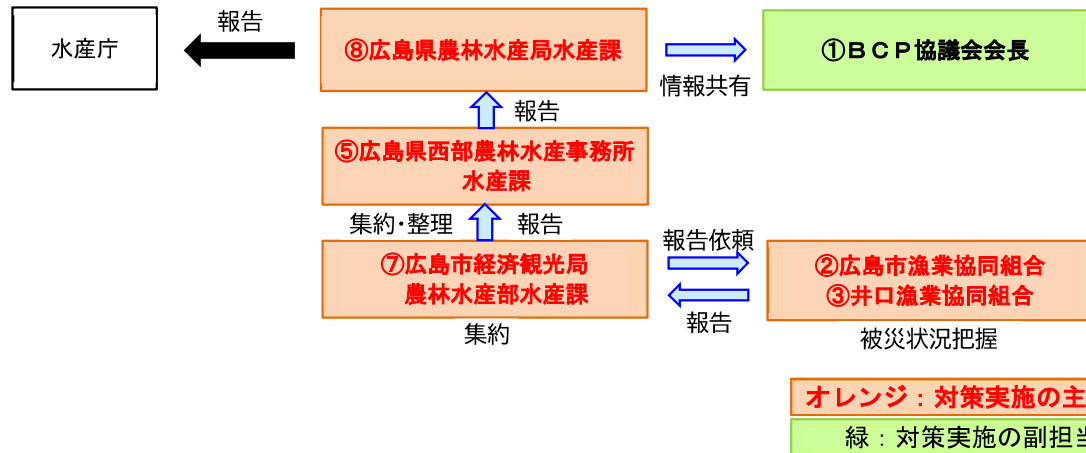
番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
④	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
⑤	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
⑥	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
⑦	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
⑧	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
⑨	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
⑩	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

(2) 被災情報の集約・伝達

1) 水産業被害

《施設等被害(漁船、漁具、養殖施設、漁場、その他)及び水産物等被害(水産物、水産業協同組合の在庫品)》

■体制



■手順

1) 被災状況の把握

①広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合は、水産業被害（施設等被害(漁船、漁具、養殖施設、漁場、その他)・水産物等被害(水産物、水産業協同組合の在庫品)）を把握する。[県様式あり]

2) 情報収集・伝達

①広島市経済観光局農林水産部水産課は広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合に被災状況に関する報告を依頼し、広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合は、確認した被災状況を広島市経済観光局農林水産部水産課に報告する。報告を受けた広島市経済観光局農林水産部水産課は、報告内容を集約し、広島県西部農林水産事務所水産課に報告する。

②広島県西部農林水産事務所水産課は、報告された内容及び管内周辺地域の被災情報等を集約・整理し、広島県農林水産局水産課に報告する。

③広島県農林水産局水産課は報告された県内の被災状況をとりまとめ、水産庁に報告するとともに、BCP協議会会長と情報を共有する。

■連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
⑤	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
⑦	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
⑧	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
-	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
-	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

2) 漁港施設被害

《岸壁、護岸、臨港道路他》



表 5-2 各施設の被災状況確認担当一覧

対象	広島県				広島市		広島市漁協			
	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	土木建築局港湾振興課	土木建築局港湾漁港整備課	経済観光局中央卸売市場中央市場	農林水産部水産課	草津かき組合	草津漁業組合	井口漁業協同組合
共通	水							●	●	●
	氷							●	●	●
	電気							●	●	●
	情報通信							●	●	●
	漁船		●	●			●	●	●	●
	船舶燃料		●	●			●	●	●	●
	漁具、養殖資材		●	●			●	●	●	●
	照明灯(臨港道路・ヤード・岸壁等)	●			●	●				
	事務所							●	●	●
	食料・飲料水							●	●	●
漁場	漁場		●	●			●	●	●	●
	養殖施設		●	●			●	●		●
漁港	航路・泊地	●			●	●				
	標識灯	●			●	●		●	●	●
	外郭施設	●			●	●				
	係留施設	●			●	●				
	棧橋(加工場部)	●			●	●		●		
	用地	●			●	●		●	●	●
	倉庫							●	●	●
加工	加工施設							●		
	陸揚機械(クレーン・ベルコン等)							●		
	取水施設							●		
	蓄養施設								●	
	荷役機械(フォークリフト等)							●		
流通	臨港道路	●			●	●				
	車両(自家用)							●	●	●
	車両(運送事業者)							●	●	●

●：被害確認の担当

5.3. BCP協議会の開催準備

- ✓ BCP協議会の開催場所や必要となる機材を示す。
- ✓ なお、BCP協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認することが必要である。

(1) BCP協議会の開催場所確保【担当：BCP協議会会長】

- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、各会場候補の被災状況を確認し、下記表の被災状況欄へ記入する。
- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、各会場候補の状況を比較し、BCP協議会開催場所を選定する。
- ✓ 会場の確保や会場までの移動が困難な場合等の状況によっては、BCP協議会会長の判断により、WEB会議や電話連絡等による開催も可能とする。

表 5-3 開催場所の被災状況

優先順位	場所（施設名称）	被災状況	備考	チェック
第1候補	広島県庁	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可	北館2F	<input type="checkbox"/>
第2候補	広島港湾振興事務所	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可	大会議室	<input type="checkbox"/>
第3候補	広島市役所	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可		<input type="checkbox"/>



出典：地理院地図（電子国土Web） 国土地理院

図 5-1 開催場所候補位置図

(2) 必要となる機材の確保【担当：BCP協議会会長】

✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、下記に示す各機材を調達する。

表 5-4 協議会に必要な機材

機材	数量	保管場所	備考	チェック
紙	200 枚	北館 2 F 執務室	A4 用紙	<input type="checkbox"/>
筆記用具	20 セット	北館 2 F 執務室		<input type="checkbox"/>
ふせん紙	20 セット	北館 2 F 執務室		<input type="checkbox"/>
机	6 台	本館地下 1 F		<input type="checkbox"/>
椅子	12 脚	本館地下 1 F		<input type="checkbox"/>
パソコン	4 台	北館 2 F 執務室		<input type="checkbox"/>

(3) BCP協議会開催の周知【担当：BCP協議会会長（または会長が指名したもの）】

✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、メンバーへBCP協議会の開催を周知するとともに、漁港施設等の詳細な被災状況の確認を依頼する。

(4) 被災状況の確認【担当：BCP協議会の各メンバー】

- ✓ BCP協議会の各メンバーは、チェックリストへ、各々の担当施設の被災状況を記入する。
なお、漁港施設等の被災状況は、必要に応じて平面図へ記入すること。
- ✓ BCP協議会の各メンバーは、各々の担当施設について、仮復旧までの期間及び本復旧までの期間を検討する。

(5) 現地対策本部設置の必要性判断【担当：BCP協議会会長（または会長が指名したもの）】

- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、災害の大きさや想定被害の規模から、現地対策本部を設置する必要があるか否かを判断する。なお、最終決定は、BCP協議会において行うものとする。
- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）が、現地対策本部設置の必要性があると判断した場合は、他の被災状況や業務状況を踏まえ、現地対策本部の本部長候補者に打診する。なお、最終決定は、BCP協議会において行うものとする。
- ✓ 上記を踏まえ、必要に応じて、BCP協議会を現地対策本部にすることを検討する。

5.4. BCP協議会の開催

- ✓ BCP協議会の開催内容(案)を示す。
- ✓ BCP協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認する必要がある。

BCP協議会の会長は、協議会メンバーを招集し、草津漁港BCP協議会を開催する。
なお、協議会では、BCP協議会会長が中心となり、以下の議題について協議する。

～ 議題(案) ～

- 議題1 BCP協議会各メンバーの被災状況(人員、施設、システム等)の共有
- 議題2 漁港施設等の被災状況の共有
- 議題3 現地対策本部設置の必要性の検討
- 議題4 復旧方針の検討
- 議題5 実施する事後対策の確認・共有
- 議題6 発信情報の内容確認

議題1 各メンバーの被災状況(人員、施設、システム等)の共有

- ① BCP協議会各メンバーの安全および被災状況の確認
BCP協議会の各メンバーは、各々の被災状況を報告する。BCP協議会の会長は各団体の被災状況を整理し、BCP協議会各メンバーの被災状況を確認する。
- ② 連絡・実施体制の確認
BCP協議会の会長は、上記①の結果を基に、連絡・実施体制が機能するか否かを検討し、機能しない場合は、連絡・実施体制を見直す。

議題2 漁港施設等の被災状況の共有

- ① 漁港施設等の被災状況の整理
BCP協議会の各メンバーは、各々が確認した漁港施設等の被災状況を報告する。BCP協議会の会長は、漁港施設等の被災状況を整理し、漁港施設等の被災状況を共有する。
- ② 被災マップの作成
BCP協議会の会長は、漁港施設の被災状況を、草津漁港の平面図(大判等)へ記入し、被災状況や復旧における課題・問題点をBCP協議会で共有する。

議題3 現地対策本部設置の必要性の検討(1/2)

- ① 現地対策本部の必要性判断
BCP協議会は、被災状況の整理結果に基づき、現地対策本部設置の必要性を判断する。
- ② 現地対策本部の設置場所決定
現地対策本部の設置が決定された場合、BCP協議会は、現地対策本部の設置場所を決定する。
なお、支障がなければ、BCP協議会の開催場所を現地対策本部とするのが適当である。
- ③ 現地対策本部の本部長選任
現地対策本部の設置が決定された場合、BCP協議会は、現地対策本部の本部長を選任する。

議題3 現地対策本部設置の必要性の検討 (2/2)

また、必要に応じて、BCP協議会を現地対策本部に変更する。なお、現地対策本部長は、緊急性がある状況で現場の指揮を行うほか、外部機関との様々な対応を行うのにふさわしい人を選任する必要がある。

④ 現地対策本部の役割の決定

現地対策本部の役割を決定する。次のような内容が想定される。

- ・情報の集約、水産物流通関係者への情報伝達
- ・現場の変化状況確認、行政機関との調整
- ・利害関係者、マスコミ、海上保安部などへの対応

議題4 復旧方針の検討

BCP協議会は、各漁業種類の目標復旧期間について検討する。また、目標復旧期間と漁期の関係、代替施設の利用可能性等を踏まえ、復旧方針を検討する。

議題5 実施する事後対策の確認・共有

BCP協議会の会長は、実施する事後対策の実施主体・対策内容・復旧可能期間等について確認する。また、復旧する漁業種類や機能の重要性、復旧可能期間を踏まえ、実施する事後対策を検討し、各メンバーに共有する。

議題6 発信情報の内容確認

災害発生により水産物供給への影響の有無や程度は、消費地にとって、代替の手配の要否やその期間などを検討する必要があることから、重要な関心事である。あるいは、漁港利用者にとっては、漁港施設等の使用の可否や再開時期は重要な関心事である。

一方、災害発生時には様々なデマが飛び交うことも多く、漁港施設等の機能が回復し、業務を再開する際に風評被害が生じているなど業務継続上の問題が生じることが想定される。

産地として、あるいは第三種漁港として、信頼を保ち、円滑な業務継続を図るためには、正確な情報を逐次、速やかに自ら発信するなど積極的な情報発信に努めることが極めて重要である。

このため、BCP協議会の会長は、とりまとめた被災状況、復旧方針、実施する事後対策の内容を踏まえ、BCP協議会名で公表すべき情報を的確に整理し、発信する。

5.5. 事後対策の実施

- ✓ 事後対策の一覧表を示す。
- ✓ なお、BCP 協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認しておく必要がある。

事後対策の一覧表を以下に示す。各対策の体制・手順等は次ページ以降に掲載するとおりである。各BCP協議会メンバーは、BCP協議会において取り決めた方針及び予め検討していた復旧ルールに基づき、必要な事後対策を実施する。

表 5-5 事後対策一覧表 (1/2)

対象	事後対策の実施内容	対策 No.	BCP協議会会長	広島県				広島市		広島市漁協			チェック	
				広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	港湾振興課	土木建築局	港湾漁港整備課	土木建築局	中央卸売市場中央市場	経済観光局		農林水産部水産課
共通	氷の調達	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	漁船の修理	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	代替漁船の調達	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	船舶燃料の調達	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	漁具・養殖資材の調達	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	照明灯・発電機の調達 (臨港道路・ヤード・岸壁等)	事後-02	●	◎			◎	◎						□
	事務所の復旧	事後-01	●								◎	◎	◎	□
飲料水・食料の調達	事後-01	●								◎	◎	◎	□	
漁場	漁場の復旧(事業の実施調整等)	事後-03	●		●	◎				●	◎	◎	◎	□
	養殖施設の復旧	事後-03	●								◎		◎	□
漁港	航路・泊地の復旧	事後-02	●	◎			◎	◎						□
	標識灯の復旧	事後-02	●	◎			◎	◎			◎	◎	◎	□
	外郭施設の復旧	事後-02	●	◎			◎	◎						□
	係留施設(エプロン)の復旧	事後-02	●	◎			◎	◎						□
	代替係留施設の確保	事後-02	●	◎			◎	◎						□
	棧橋(加工場部)の復旧	事後-02	●	◎			◎	◎						□
用地の復旧	事後-02	●	◎			◎	◎			◎	◎	◎	□	

◎：対策実施の担当 ●：対策実施の副担当

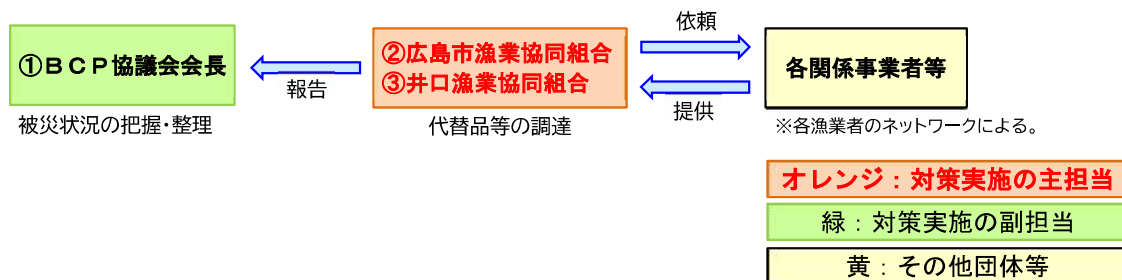
表 5-6 事後対策一覧表 (2/2)

対象	事後対策の実施内容	対策 No.	事後対策実施担当										チェック			
			B C P 協議会会長	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	港湾振興課	土木建築局	港湾漁港整備課	土木建築局	中央卸売市場中央市場	経済観光局		農林水産部水産課	経済観光局	草津かき組合
漁港	倉庫の復旧	事後-01	●										◎	◎	◎	□
	倉庫の代替場所の確保	事後-01	●										◎	◎	◎	□
加工	加工施設の復旧	事後-01	●										◎			□
	代替加工場の確保	事後-01	●										◎			□
	陸揚機械の復旧 (クレーン・バルコン等)	事後-01	●										◎			□
	代替陸揚機械の調達 (クレーン・バルコン等)	事後-01	●										◎			□
	取水施設の復旧	事後-01	●										◎			□
	代替取水施設の調達	事後-01	●										◎			□
	蓄養施設の復旧	事後-01	●											◎		□
	代替蓄養施設の調達	事後-01	●											◎		□
	荷役機械の復旧 (フォークリフト等)	事後-01	●											◎		□
	代替荷役機械の調達 (フォークリフト等)	事後-01	●											◎		□
運搬	臨港道路の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎							□
	代替車両の調達	事後-01	●										◎	◎	◎	□
	代替運送事業者の確保	事後-01	●										◎	◎	◎	□

◎ : 対策実施の担当 ● : 対策実施の副担当

共通	○水の調達	○漁船の修理	○代替漁船の調達	NO. 事後-01
	○船舶燃料の調達	○漁具・養殖資材の調達	○事務所の復旧	
	○飲料水・食料の調達			
漁港	○倉庫の復旧	○倉庫の代替場所の確保		
加工	○加工施設の復旧	○代替加工場の確保	○陸揚機械の復旧	
	○代替陸揚機械の調達	○取水施設の復旧	○代替取水施設の調達	
	○蓄養施設の復旧	○代替蓄養施設の調達	○荷役機械の復旧	
運搬	○代替車両の調達	○代替運送事業者の確保		

◆体制



◆手順

1) 被災状況の把握

- ・広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、各自が管理する施設等の被災状況を確認し、BCP協議会会長（窓口）に報告する。
- ・BCP協議会会長（窓口）は、広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合から報告された、施設等の被災状況を把握し、整理する。

2) 代替品の調達、関連施設の復旧等

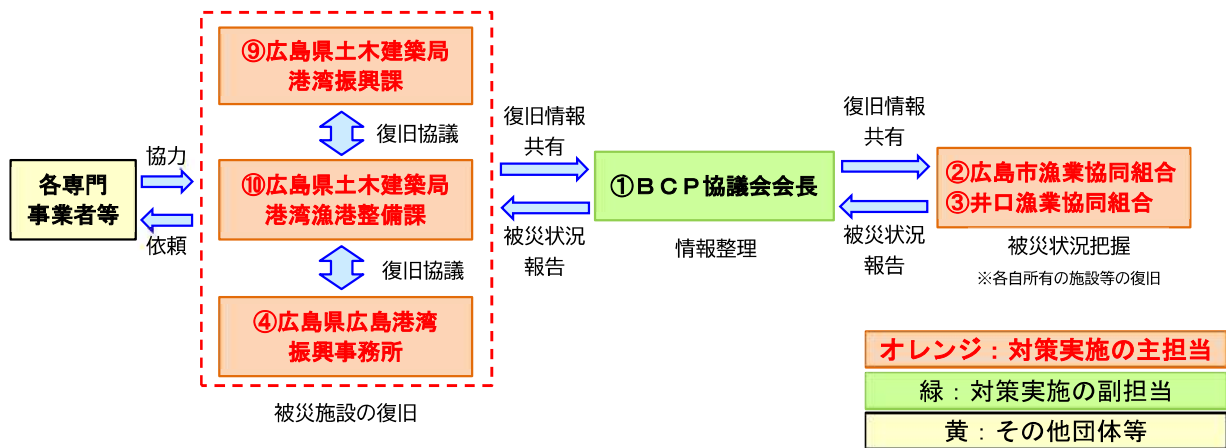
- ・広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、各漁業者のネットワークにより代替品の調達、施設等の復旧を進める。

◆連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
-	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
-	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
-	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
-	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
-	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

共通	○照明灯、発電機の調達			NO. 事後-02
漁港	○航路・泊地の復旧	○標識灯の復旧	○外郭施設の復旧	
	○係留施設(エプロン)の復旧	○代替係留施設の確保	○棧橋(加工場部)の復旧	
運搬	○用地の復旧			
	○臨港道路の復旧			

◆体制



◆手順

1) 被災状況の把握

- ・広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、各地区における被災状況を確認し、BCP協議会会長（窓口）に報告する。あわせて、標識灯や用地等の各自の施設の被災については、各自のネットワークにより早期復旧に努める。
- ・BCP協議会会長（窓口）は、漁港内の施設等の被災状況を取りまとめ、広島県土木建築局港湾振興課、広島県土木建築局港湾漁港整備課、広島県広島港湾振興事務所に報告する。

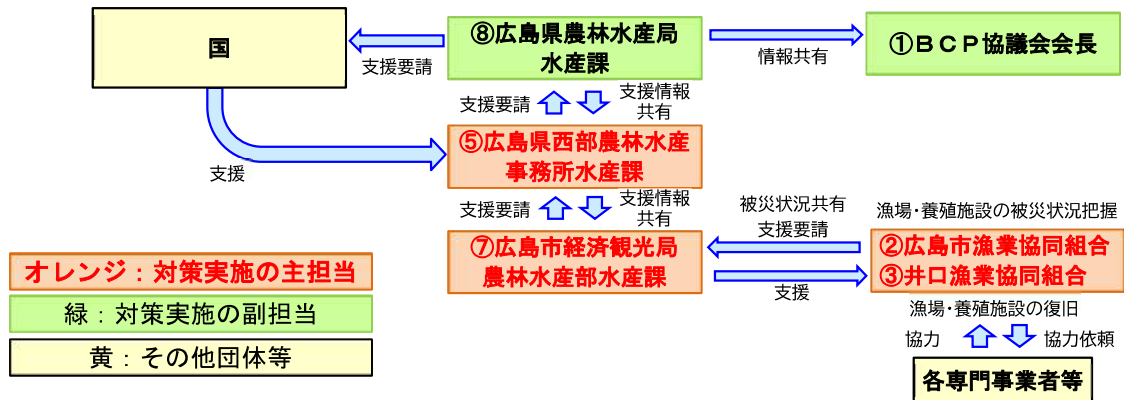
2) 被災施設等の復旧

- ・広島県土木建築局港湾振興課、広島県土木建築局港湾漁港整備課、広島県広島港湾振興事務所は連携し、復旧方針を設定の上、協定を締結している専門事業者等の協力を得て、被災施設の復旧を行う。
- ・また、施設利用の可否や被災施設の復旧見込み等の復旧情報をBCP協議会会長（窓口）と共有する。
- ・BCP協議会会長（窓口）は、復旧情報を広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合と共有する。

◆連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
-	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
-	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
-	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
⑨	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
⑩	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

◆体制



◆手順

1) 被災状況の把握

- 広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合は、水産業被害（施設等被害（漁船、漁具、養殖施設、漁場、その他）・水産物等被害（水産物、水産業協同組合の在庫品））を把握し、所定様式〔県様式あり〕により、広島市経済観光局農林水産部水産課と情報共有を図る。

2) 漁場、養殖施設の復旧に向けた支援要請

- 漁場の復旧や流出・損傷した養殖施設の回収や復旧にあたり、金銭的な支援が必要な場合、広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、広島市経済観光局農林水産部水産課、広島県西部農林水産事務所水産課、広島県農林水産局水産課を通して、国等に対し、支援要請を行う
- なお、BCP協議会会長は広島県農林水産局水産課と情報の共有を行う。
- 広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合は、国等からの支援を受けた場合、速やかに漁場及び養殖施設の復旧を行う。

◆連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
⑤	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
⑦	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
⑧	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
-	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
-	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		